

本書は毎年全国法人税合格者を多く生み出している実績により、総力を挙げて作成された合格のための総合計算問題集です。

この総合計算問題集は、近年の法人税法の試験に焦点をしぼり、基礎力養成から実力養成までの問題が10題掲載されており、受験生の計算問題対策として作成されております。

税理士試験における計算問題の配点は50点であり、その内容は主に所得計算及び税額計算から成っています。所得計算については毎回試験に出題されている項目（分析表参照）を間違いなく解答し、かつ税額計算では確実に点数がとれるように時間配分を考慮して計算してください。

解説については、それぞれの問題の重要項目の計算ポイントが載せてありますので、問題を解いた後で確認してください。

本書を活用した受験生の皆さんが1年でも早く、1人でも多く合格されることを祈念してやみません。

なお、本書は2026年7月1日現在の施行法令に基づいて作成しております。

資格の大原 税理士講座

Subject. I

合格を可能にする厳選問題

本書は、過去の税理士試験問題を分析し、出題の可能性の高い項目を厳選集約した問題集です。

本書を解答することで、近年の税理士試験の傾向をとらえた効率的な学習を行うことができます。

また、本書は問題1から問題10まで集録しており、回を追うごとに難易度も上がります。全問題を解答することにより、基本項目のみならず、応用項目まで確実にマスターすることができます。

基礎項目から応用項目へ ステップアップ！

難易度 低  高

出題項目一覧表

		第1問	第2問	第3問	第4問
標準時間		70分	70分	60分	75分
配当関係	受配益金不算入	○	○	○	○
	外国子会社配当				
	有価証券		○	○	○
	みなし配当			○	○
	所得税額控除	○	○	○	○
	外国税額控除				

Subject.2

模範解答とわかりやすい解説

本書は、すぐに確認できるよう模範解答とわかりやすい解説を付けてあります。各自で問題を解き終えたならばこの解答及び解説で確認をとり、自分で間違いをチェックしてください。

株主等に関する事項		(単位：円)
(1) 株主順位		
① 第1順位	Aグループ $620\text{株} + 180\text{株} + 120\text{株} + 30\text{株} = 950\text{株}$	
② 第2順位	Eグループ 250株	
③ 第3順位	Fグループ 200株	
④ ①+②+③	$= 1,400\text{株}$	
(2) 同族会社の判定		
	$\frac{1,400\text{株}}{2,000\text{株}} = 70\% > 50\%$	$\therefore$ 同族会社である①

解答後は
間違いチェック！

〔2〕株主等に関する事項

同族会社に該当した場合には、実質的にその者が役員であるのかどうかを判定する必要がある。本問の場合にはCがその対象になるようにみえるが使用人であるCは、甲社の主要な業務執行の意思決定に参画していないことから会社の経営に従事していないため、みなし役員とはならない。

税 法 上 の 役 員	
会社法上の役員 取締役、監査役等	経営に従事している以下の者 (1) 使用人以外の者 会長、相談役等 (2) 同族会社の使用人で持株要件を満たすもの

間違って
しまった箇所は
解説で確認！

Point. I

解答上の注意点

① 問題を最後まで熟読すること。

問題をよく読み、問題全体を把握してください。

② 制限時間を守ること。

各問題には制限時間が設けられています。問題を解く場合には時間を計り、制限時間内で解答するように心掛けてください。

また、解答時点での実力を把握するために、問題を解いている間は解答・解説を見ないで、制限時間どおり時間を計って自分なりの解答を作成してください。

③ 所得計算、税額計算の時間配分を決めること。

④ 税額計算では確実に点数を採るよう心掛けること。

⑤ 間違えた項目は必ず確認を行うこと。

問題を解いた後は必ず採点を行ってください。そして、間違えた項目については解答・解説を確認し、なぜ間違えたのか自己分析を行ってから次の問題に移ってください。

特に間違えた原因が知識不足である場合には、まずは知識を身に付ける必要があるため個別計算問題集の各章の冒頭で間違えた学習項目の内容確認をし、対応する個別問題を解答することによって効率的に知識を身に付けることができます。

また間違えやすい（苦手な）項目についても反復して個別計算問題集の個別問題を解答し、間違いノート等を作成することで、効率よく克服することができます。

Point.2

解答用紙の利用方法

巻末に「解答用紙」がございますので、A4サイズにコピーしてお使いください。「解答用紙（A4サイズ）」は、資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストア内の「解答用紙DLサービス」よりダウンロードすることも可能です。

<https://www.o-harabook.jp/>

資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストア

Point.3

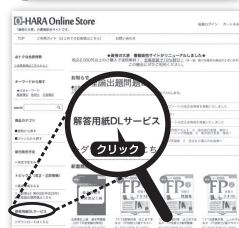
資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストアをチェック！

解答用紙・チェックリストがダウンロードできる！

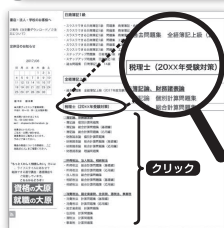
印刷して、解き直しやチェックリストにご利用いただけます。

※一部の教材を除く

1 トップページから「解答用紙DLサービス」
→「ダウンロードはこちら」をクリック



2 「税理士」からダウンロードする
書籍名をクリック



3 印刷



法令等の改正に対応！

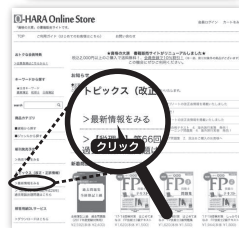
改正時には、大原ブックストアで本書掲載内容に関する法改正に伴う修正を公開します。

改正後の問題や解答をいち早くキャッチできます！！

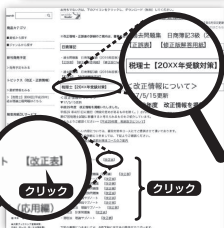
また、細心の注意を払って作成しておりますが、

万が一、訂正が生じた場合には正誤表も合わせて掲載いたします。

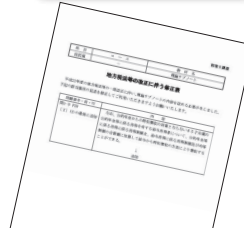
1 トップページから「トピックス(改正・正誤情報)」
→「最新情報を見る」をクリック



2 「税理士」の項目から書籍名を確認して、
【改正表】をクリック



3 印刷できます



出題項目一覧表

標準時間		第1問	第2問	第3問	第4問
		70分	70分	60分	75分
配当関係	受配益金不算入	○	○	○	○
	外国子会社配当				
	有価証券		○	○	○
	みなし配当			○	○
	所得税額控除	○	○	○	○
	外国税額控除				
経費関係	交際費	○	○	○	
	寄附金	○	○		
	租税公課	○	○	○	○
	納税充当金	○	○	○	○
	給与	○	○		
	消費税				
	貸倒損失	○			○
引当金	貸引（個別）				○
	貸引（一括）			○	○
	賞引	○			
資産関係	減価償却	○	○	○	○
	（資本的支出）	○	○		
	（中古資産）	○			
	（償却限度額の特例）				○
	繰延資産			○	
	評価損益				
	借地権等				
	外貨建取引			○	
圧縮記帳	リース取引				
	国庫補助金	○			○
	保険差益				
	交換差益				
	買換				
	収用（圧縮）			○	
特別償却	収用（特別控除）		○		○
	初年度一時				○
	特別償却準備金				
特別控除	試験研究費				
	賃上げ				
	初年度一時				
特別税額	留保金課税				
	使途秘匿金		○		
その他		確定決算型	別表五(一)	所得計算	資本等取引
出題ポイント		原案修正型の総合問題です。申告調整型の問題との相違点を確認してください。	減価償却、配当、給与、交際費、寄附金などの基本項目が主に 出題されており、各論点の習熟度が試 されます。	債権関係を中心とした基本項目の確認が できる問題です。	資本等取引の仕訳、別表記入を確認する問題を個別問題形式で 出題しています。総合問題と個別問題の 時間配分に気を付けま しょう。

第 5 問	第 6 問	第 7 問	第 8 問	第 9 問	第10問
70分	70分	65分	75分	75分	75分
○	○	○			○
	○				
○	○	○			○
○	○	○			○
○	○	○	○	○	○
			○		
	○		○		○
○	○	○			○
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○
	○			○	
		○	○		
	○				○
	○			○	○
○	○	○	○	○	
		○			
○					
○	○	○	○	○	
				○	○
	○				
	○		○	○	
		○			
			○		
		○			
			○		
				○	
	○				
		○			○
			○		
合併、別表五(一)	グループ税制	受取配当と試験研究	別表五(一) 留保金課税の個別問題	確定決算型	確定決算型
合併の総復習問題です。3問形式の出題で論点の総確認ができる問題です。	100%グループ内の法人間の資産の譲渡、受取配当などグループ税制の中で出題頻度の高い論点を確認できる問題です。	オーソドックスな形式の問題ですが、論点として難易度の高い項目の出題をしておりますので、1つ1つの習熟度が試されます。	留保金課税や別表五(一)の記入など、出題項目が多岐に渡る問題です。	原案修正と共に法的解釈を求める問題です。コメントの練習に適した問題です。	個別問題形式により、各出題論点の決算修正仕訳及び別表記入を主に確認できる問題です。

凡

例

1. 法令通達等の略称表示について

法	法人税法
令	法人税法施行令
規	法人税法施行規則
別表	法人税法施行規則別表
基通	法人税基本通達
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
措規	租税特別措置法施行規則
措通	租税特別措置法関係通達
耐省	減価償却資産の耐用年数等に関する省令
耐通	耐用年数の適用等に関する取扱通達
通則法	国税通則法

2. 略称表示の使用例

「法22②一」は、法人税法第22条第2項第1号を表示している。

問題編

●法人税法 総合計算問題集



問題 1

(制限時間 70分)

株式会社オオハラ（以下「当社」という。）はプラスチック容器の製造業を営む期末資本金等の額1億1千万円（うち、資本金の額は1億円）の内国法人である。税理士であるあなたは当社の依頼により、数年来、同社の租税に関する事務、すなわち税務代理、税務書類の作成及び税務相談を行っている。当期（令和9年4月1日から令和10年3月31日まで）も当社の経理担当者より株主総会に提出する計算書類の原案の提示を受け、決算と法人税申告を行うべく作業を始めることとなった。

次の〔資料〕に基づいて、記載された事実関係を検討し、必要と判断した項目については原案を修正して、適切な当期純利益を算出し、所得金額について計算過程を示しながら求めなさい。

- なお、解答に当たっては、次の事項を前提として計算すること。
- (1) 法人税の計算に当たり選択することができる処理の方法が2以上ある場合は、当期の納付すべき法人税額が最も少なくなるように処理するものとする。
 - (2) 当社は設立第1期から当期まで引き続き青色申告書を提出しており、かつ、必要な申告の記載及び証明書類の添付等の手続は、すべて適法に行うものとする。
 - (3) 当期の利益に係る未払法人税等については、原案の金額を修正する必要はない。
 - (4) 留保金課税、消費税、税効果会計、地方法人税及び防衛特別法人税については、一切考慮する必要はない。また、補足すべき事項がある場合には、それを明記して解答するものとする。
 - (5) 費用間・収益間の振替は要しないものとする。
 - (6) 前期以前に生じた否認金については、翌期に繰越される金額が最も少なくなるように処理するものとする。
- (50点)

〔資料〕

1. 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書(原案)

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで (単位：円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金		合 計
		資本準備金	利益準備金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	100,000,000	10,000,000	5,000,000	98,500,000	213,500,000
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			600,000	△6,600,000	△6,000,000
当期純利益				51,698,670	51,698,670
当期変動額計			600,000	45,098,670	45,698,670
当 期 末 残 高	100,000,000	10,000,000	5,600,000	143,598,670	259,198,670

(注記) 令和10年3月31日を基準日とする配当金の総額は5,000,000円であり、当該配当金に係る利益準備金の積立額は500,000円である。

2. 株主の状況及び給与の支給状況に関する事項

(単位：円)

氏 名	持株割合	報 酬		賞 与		備 考
		役 員 分	使用人分	役 員 分	使用人分	
A(代表取締役)	25%	21,000,000	——	4,000,000	——	——
B(専務取締役)	15%	18,000,000	——	3,200,000	——	Aの長男
C(監査役)	10%	10,800,000	——	3,500,000	——	Aの友人
D(取締役営業部長)	5%	9,000,000	4,500,000	3,000,000	1,700,000	Aの次男
その他の少数株主	45%	——	——	——	——	——
合 計	100%	58,800,000	4,500,000	13,700,000	1,700,000	

(注1) その他の少数株主はいずれも持株割合1%未満の株主であり、他の株主と特殊関係にある株主はいない。

(注2) 給与はすべて損金経理により支出している。

- (1) 使用人としての職制上の地位を有している者は、常時使用人としての職務に従事している。
- (2) 報酬として支給された給与は、毎月25日に同額を支給したものの年額である。
- (3) 役員分として支給した賞与は、その支給時期及び支給金額について適法に税務署長への届出が行われている。
- (4) 当社は株主総会において、取締役及び監査役に対する給与の支給限度額を取締役65,000,000円、監査役14,500,000円と決議しており、これらの金額には使用人兼務役員の使用人分給与を含むこととしている。
- (5) 使用人兼務役員の使用人分賞与は、他の使用人に対する賞与の支給時期と同時期に支給したものである。
- (6) 各人毎の職務の内容等による給与の適正額は次のとおりである。なお、下記以外の者については実質基準による適正額の範囲内で支給している。
 - ① B 21,000,000円
 - ② D 18,000,000円（使用人兼務役員の使用人分5,200,000円を含む。）
- (7) 上記の他、当社はBに対して渡切交際費600,000円を損金経理により支給している。なお、渡切交際費は毎月定額が支給されているものでありその合計額である。

3. 租税公課等に関する事項

- (1) 当期分の確定申告により納付することとなる法人税（本税）、事業税（本税）、住民税（本税）の見積額の合計額20,870,000円を未払法人税等として損金経理している。
- (2) 前期に損金経理した未払法人税等22,190,000円については、当期において前期確定分の法人税（本税）15,400,000円、事業税（本税）3,850,000円、住民税（本税）2,940,000円を納付する際にその全額を取り崩す経理を行っている。
- (3) 当期において損金経理により租税公課勘定に計上した金額の内訳は次のとおりである。

① 当期中間申告分の法人税（本税）	19,000,000円
② 当期中間申告分の実業税（本税）	5,500,000円
③ 当期中間申告分の住民税（本税）	4,200,000円
④ 使用人の業務中の交通違反に係る反則金	40,000円
⑤ 労働保険料の延滞金	100,000円
⑥ その他損金の額に算入される租税公課	2,854,300円

4. 国庫補助金に関する事項

当期において国庫補助金8,000,000円の交付を受け、当期の5月9日に当該交付目的に適合した機械装置6,000,000円（下記5.参照）を取得した。当該国庫補助金のうち4,800,000円は、当期末までに返還不要が確定し、残額3,200,000円は返還の要・不要が確定していないが、当社は交付を受けた国庫補助金8,000,000円を当期の収益に計上しているのみである。

なお、当該国庫補助金については圧縮記帳制度を適用するものとし、法人税法第42条《国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》第1項及び同法第43条《国庫補助金等に係る特別勘定の金額の損金算入》第1項に規定する圧縮限度額及び繰入限度額相当額を損金経理により設定するものとする。

5. 減価償却に関する事項

- (1) 当期において留意すべき事項は次のとおりであり、下記表中の減価償却費は当期において損金経理されている。なお、償却方法については、下記資産につき建物は旧定額法を、その他の資産については旧定率法を選定し届け出ている。

(単位：円)

種 類 等	取 得 価 額 (圧縮控除前)	減 価 償 却 費	期首帳簿価額	事業供用日	法定耐用年数	備 考
事務所用 建 物	120,000,000	2,400,000	104,880,000	H19.3.31 以 前	50年	(注1)
倉 庫 用 建 物	88,000,000	1,886,000	—	R9.11.9	24年	(注2)
機械装置	6,000,000	342,250	—	R9.5.9	8年	(注3)
器具備品	1,700,000	83,558	417,792	R3.4.10	10年	(注4)

(注1) 事務所用建物については、当期の12月15日に避難階段の取付けを行い、その費用720,000円を損金経理している。

支出金額が法人税法施行令第132条《資本的支出》の規定により損金の額に算入されないものに該当する場合には、減価償却資産を新たに取得したものととして償却限度額を計算するものとする。

(注2) 倉庫用建物については、他社において7年間使用されていたものを当期中に取得したものであるが、残存耐用年数の見積りは困難である。なお、事業供用するに当たって、窓ガラスが割れていたため、その取替費用50,000円を修繕費として損金経理している。

(注3) 上記4.において取得したものである。

(注4) 器具備品については、前期以前において償却額が保証額を下回った事実はない。

また、前期から繰り越された繰越償却超過額が27,853円ある。

(注5) 上記の減価償却に関する事項については計算書類の原案を修正する必要はない。

- (2) 当期の6月1日に単価285,400円の工具を10個取得し、直ちに事業の用に供している。なお、当該工具についてはその取得価額の全額を損金経理している。

(3) 償却率表は次のとおりである。

① 平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産の償却率表

法定耐用年数	8年	10年	18年	19年	24年	50年
旧の償却率	0.125	0.100	0.055	0.052	0.042	0.020
旧の定率償却率	0.250	0.206	0.120	0.114	0.092	0.045

② 平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の定額法の償却率表

法定耐用年数	8年	10年	18年	19年	24年	50年
定の償却率	0.125	0.100	0.056	0.053	0.042	0.020

③ 平成24年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率等

法定耐用年数	8年	10年	18年	19年	24年	50年
定の償却率	0.250	0.200	0.111	0.105	0.083	0.040
改定償却率	0.334	0.250	0.112	0.112	0.084	0.042
保証率	0.07909	0.06552	0.03884	0.03693	0.02969	0.01440

6. 受取配当等に関する事項

当期において受け取った配当等の内訳は次のとおりであり、当社は配当等の額を受取利息配当金勘定として当期の収益に計上し源泉徴収税額は当期の費用に計上している。

区分	銘柄等	配当等の計算期間	配当等の額 (源泉徴収税額控除前)	源泉徴収税額	備考
配当金	E株式	R8.10.1～R9.3.31	400,000円	61,260円	(注1)
中間配当	E株式	R9.4.1～R9.9.30	200,000円	30,630円	(注1)
配当金	F株式	R8.10.1～R9.9.30	300,000円	45,945円	(注2)
配当金	G株式	R8.4.1～R9.3.31	1,100,000円	—	(注3)
収益分配金	H証券投資信託	R8.8.1～R9.7.31	400,000円	61,260円	(注4)
預金利子	I銀行	—	2,400,000円	367,560円	

(注1) E株式の発行人であるE株式会社は中間配当を支払う旨を定款において定めている。

なお、E株式は令和8年7月10日に3,000株、令和9年9月3日に3,000株を取得しており、令和9年12月21日に6,000株全株を譲渡（譲渡原価は適正に計算されている。）している。

また、E株式はその他の株式等に該当する。

(注2) F株式は数年前に取得したもので、その後元本の異動はなく、非支配目的株式等に該当する。

(注3) G株式は数年前に取得したもので、その後元本の異動はなく、関連法人株式等に該当する。

(注4) H証券投資信託は公社債投資信託には該当しない証券投資信託であり、特定株式投資信託にも該当しない。

なお、当該証券投資信託は数年前に取得したもので、その後元本の異動はない。

(注5) 受取配当等から控除すべき負債利子の額は44,000円である。

(注6) 上記表中の配当金に係る基準日等は、それぞれ配当等の計算期間の末日とする。

7. 賞与引当金に関する事項

当期末において、前期末に損金経理により繰り入れた賞与引当金4,998,390円を取り崩し当期の収益に計上しているが、これは「中小企業の会計に関する指針」に基づき算出した金額であり前期において税務上適正に処理がなされている。

また、当期の決算に当たり、当社の経理担当者より当期における賞与引当金の設定に関する処理を失念している旨の報告を受け、新たに計算することとなった。なお、「中小企業の会計に関する指針」に基づき算出した繰入額は6,000,000円である。

8. その他経費に関する事項

(1) 当期において損金経理により寄附金勘定に計上した金額の内訳は次のとおりである。

- | | |
|--|------------|
| ① 公立の学校に対する寄附金で体育館の新築費に充てられる金額 | 1,500,000円 |
| ② 日本商工会議所に対する寄附金で事業費に充てられる金額 | 1,000,000円 |
| ③ 町内会の祭費用のために支出した金額 | 300,000円 |
| ④ 災害救助法第2条の規定により、日本赤十字社に対して支出した義援金（最終的に義援金配分委員会等に拠出されるもの）の金額 | 750,000円 |
| ⑤ 日本赤十字社に対する寄附金で事業費に充てられる金額（特定公益増進法人等に対する寄附金に該当する。） | 1,300,000円 |
| ⑥ 政治団体に対する寄附金で政治資金に充てられる金額 | 2,500,000円 |
| ⑦ 前期に支出し仮払金経理した宗教法人の社殿改造費用資金として支出した金額を消却したもの（前期において税務上適正に処理されている。） | 800,000円 |

(2) 当期において損金経理により交際費勘定に計上した金額は13,094,000円であり、その内訳は次のとおりである。

- | | |
|---|-------------|
| ① 得意先に対する中元・歳暮の贈答費用 | 1,200,000円 |
| ② 当社の社名入り卓上カレンダーの贈答費用 | 320,000円 |
| ③ 当社の従業員の慰安旅行に要した費用 | 800,000円 |
| ④ 得意先の役員を料亭で接待するために要した費用（参加人数5人） | 70,000円 |
| ⑤ 当社の役員と仕入先との懇談会を料亭で行った費用（参加人数8人） | 32,000円 |
| ⑥ その他租税特別措置法第61条の4《交際費等の損金不算入》第6項に規定する交際費等に該当するものであり、接待飲食費に該当するものは含まれていない | 10,672,000円 |

(3) 当期において損金経理により雑費勘定に計上した金額には、次のものが含まれている。

- | | |
|------------------------|----------|
| ① 会計事務所に支払った申告手数料 | 750,000円 |
| ② 得意先を接待した際のゴルフ場のプレー代金 | 180,000円 |

(4) 当期において仮払金勘定に計上した金額には、次のものが含まれている。

- | | |
|-------------------------------|----------|
| ① 翌期に得意先を接待するために支出したもの | 420,000円 |
| ② 出張に際して支出した旅費（当期の損金に算入されるもの） | 170,000円 |
| ③ 当期において宗教法人の社殿改造費用として支出した金額 | 900,000円 |

(5) 当社は得意先J社に対して売掛金3,100,000円を有している。J社は当期の5月12日に民事再生法の規定による再生手続開始の申立てを行い、当期の3月25日にJ社について再生計画認可の決定があり、債権金額について全額の切捨てが決定された。なお、当社はこの取引に対して何ら経理処理を行っていない。

9. 土地の譲渡に関する事項

当期の6月2日に当社の子会社である甲社（出資割合は80%である。）に対して、倉庫用地として当社所有の土地（譲渡直前の帳簿価額は12,400,000円であり、譲渡時の価額は20,000,000円である。）を15,000,000円で譲渡している。

なお、当社はこの譲渡につき、譲渡対価から譲渡直前の帳簿価額を控除した残額を土地売却益として当期の収益に計上している。

10. その他の事項

上記1.から9.に示されている資料以外の事項については計算上考慮する必要はない。

解 答 編

問題1 解答・解説

損益計算書（原案）に対する当期純利益の額の修正

（単位：円）

内 容	加 減	調 整 額
損益計算書（原案）の「当期純利益」	+	51,698,670
圧 縮 損 計 上 額	- ②	4,800,000
圧縮特別勘定繰入額	- ②	3,200,000
賞与引当金繰入額	- ②	6,000,000
仮払費用振替額	- ②	※1,070,000
貸倒損失計上額	- ②	3,100,000
修正後の「当期純利益」		33,528,670

※ 別解

仮払旅費費用振替額 - 170,000①

仮払寄附金費用振替額 - 900,000①

計算過程(1)

（単位：円）

同族会社及び使用人兼務役員の判定に関する事項
(1) 株主順位 ① 第1順位 Aグループ 25% + 15% + 5% = 45% ② 第2順位 Cグループ 10% ③ ① + ② = 55% (2) 同族会社の判定 (1) > 50% ∴ 同族会社である。① (3) 使用人兼務役員の判定 50%超 10%超 5%超 判定 D ○ ○ × 兼務役員①
役員給与に関する事項
(1) 1項基準額 0 (2) 2項基準額 ① 実質基準額 報酬 賞与 渡切交際費 適正額 (イ) B 18,000,000 + 3,200,000 + 600,000 - 21,000,000 = 800,000 役員分報酬 使用人分報酬 役員分賞与 使用人分賞与 適正額 (ロ) D 9,000,000 + 4,500,000 + 3,000,000 + 1,700,000 - 18,000,000 = 200,000 (ハ) (イ) + (ロ) = 1,000,000
(次ページへ)

計算過程(2)

(単位：円)

② 形式基準額 (イ) 取締役 ① 実際支給額 <table border="0"> <tr> <td>A報酬</td> <td>B報酬</td> <td>B渡切交際費</td> <td>D役員分報酬</td> <td>D使用人分報酬</td> <td>A賞与</td> <td>B賞与</td> <td>D役員分賞与</td> <td>D使用人分賞与</td> </tr> <tr> <td>21,000,000</td> <td>+18,000,000</td> <td>+600,000</td> <td>+9,000,000</td> <td>+4,500,000</td> <td>+4,000,000</td> <td>+3,200,000</td> <td>+3,000,000</td> <td>+1,700,000</td> </tr> <tr> <td colspan="9"><u>=65,000,000①</u></td> </tr> </table> ② 限度額 65,000,000 ③ ①－②＝0 (ロ) 監査役 <table border="0"> <tr> <td>報酬</td> <td>賞与</td> <td>支給限度額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10,800,000</td> <td>+3,500,000)</td> <td>－14,500,000</td> <td><0 ∴ 0</td> </tr> </table> ④ ①＋②＝0 ⑤ ①>② ∴1,000,000 (3) (1)＋(2)＝1,000,000	A報酬	B報酬	B渡切交際費	D役員分報酬	D使用人分報酬	A賞与	B賞与	D役員分賞与	D使用人分賞与	21,000,000	+18,000,000	+600,000	+9,000,000	+4,500,000	+4,000,000	+3,200,000	+3,000,000	+1,700,000	<u>=65,000,000①</u>									報酬	賞与	支給限度額		(10,800,000	+3,500,000)	－14,500,000	<0 ∴ 0
A報酬	B報酬	B渡切交際費	D役員分報酬	D使用人分報酬	A賞与	B賞与	D役員分賞与	D使用人分賞与																											
21,000,000	+18,000,000	+600,000	+9,000,000	+4,500,000	+4,000,000	+3,200,000	+3,000,000	+1,700,000																											
<u>=65,000,000①</u>																																			
報酬	賞与	支給限度額																																	
(10,800,000	+3,500,000)	－14,500,000	<0 ∴ 0																																
租税公課等に関する事項 (納税充当金から支出した事業税等の額) 前期未払法人税等 前期確定法人税 前期確定住民税 22,190,000－(15,400,000＋2,940,000)＝3,850,000																																			
国庫補助金に関する事項 (国庫補助金) (1) 圧縮限度額 4,800,000<6,000,000 ∴4,800,000 (2) 修正金額 4,800,000－0＝4,800,000 (圧縮特別勘定) (1) 繰入限度額 3,200,000 (2) 修正金額 3,200,000－0＝3,200,000																																			

減価償却に関する事項

(1) 事務所用建物（従前部分）

① 償却限度額

$$120,000,000 \times 0.9 \times 0.020 = 2,160,000$$

② 償却超過額

$$2,400,000 - 2,160,000 = 240,000$$

(2) 事務所用建物（資本的支出部分）

① 資本的支出額

$$720,000$$

② 償却限度額

$$720,000 \times 0.020 \times \frac{4}{12} = 4,800$$

③ 償却超過額

$$720,000 - 4,800 = 715,200$$

(3) 倉庫用建物

① 見積耐用年数

$$(24\text{年} - 7\text{年}) + 7\text{年} \times 20\% = 18.4\text{年} \rightarrow \underline{18\text{年}} \textcircled{1}$$

② 償却限度額

$$(88,000,000 + \overset{\text{取替費用}}{50,000}) \times 0.056 \times \frac{5}{12} = 2,054,500$$

③ 償却超過額

$$(1,886,000 + 50,000) - 2,054,500 = \underline{\triangle 118,500} \text{（切捨）} \textcircled{1}$$

(4) 機械装置

① 判定

(イ) 償却額

$$(6,000,000 - 4,800,000) \times 0.250 = 300,000$$

(ロ) 保証額

$$(6,000,000 - 4,800,000) \times 0.07909 = 94,908$$

∴ (イ) ≥ (ロ) ∴ 通常

② 償却限度額

$$(6,000,000 - 4,800,000) \times 0.250 \times \frac{11}{12} = 275,000$$

③ 償却超過額

$$342,250 - 275,000 = 67,250$$

(5) 器具備品

① 判定

(イ) 償却額

$$(417,792 + 27,853) \times 0.200 = 89,129$$

(ロ) 保証額

$$1,700,000 \times 0.06552 = 111,384$$

∴ (イ) < (ロ) ∴ 改定

② 償却限度額

$$(イ) (417,792 + 27,853) \times 0.250 = 111,411$$

$$(ロ) (417,792 + 27,853) - 1 = 445,644$$

∴ (イ) < (ロ) ∴ 111,411

③ 償却超過額

$$83,558 - 111,411 = \triangle 27,853$$

④ 認容額

$$27,853 = 27,853 \quad \therefore 27,853$$

(6) 工具

$$\textcircled{1} \quad 285,400 < 400,000$$

$$\textcircled{2} \quad 285,400 \times 10\text{個} = 2,854,000 \leq 3,000,000 \times \frac{12}{12} \quad \left. \vphantom{\frac{12}{12}} \right\} \textcircled{1}$$

$$= 3,000,000 \quad \therefore \text{調整なし}$$

計算過程(4)

(単位：円)

受取配当等に関する事項	
(1) 受取配当等の額	
① 関連法人株式等	$\begin{matrix} G \text{ 株式} \\ 1,100,000 \end{matrix}$
② その他の株式等	$\begin{matrix} E \text{ 株式} & E \text{ 株式中間} \\ 400,000 + 200,000 = 600,000 \end{matrix}$
③ 非支配目的株式等	$\begin{matrix} F \text{ 株式} \\ 300,000 \end{matrix}$
(2) 控除負債利子	
	44,000
(3) 益金不算入額	
	$(1,100,000 - 44,000) + 600,000 \times \boxed{\text{①} \atop 50\%} + 300,000 \times \boxed{\text{①} \atop 20\%} = 1,416,000$
所得税額控除に関する事項	
(1) 株式・出資 ($\frac{1}{6} < \frac{1}{2}$ ∴ 簡便法)	
① E 株式	$61,260 + 30,630 \times \frac{3,000 \text{ 株} + (6,000 \text{ 株} - 3,000 \text{ 株}) \times \frac{1}{2}}{6,000 \text{ 株}} (0.750) = 84,232$
② F 株式	45,945
③ ① + ② =	130,177
(2) 受益権	
	61,260
(3) その他	
	367,560
(4) (1) + (2) + (3) =	558,997

その他経費に関する事項

(寄附金の損金不算入額)

(1) 支出寄附金総額

- ① 指定寄附金等
公立学校 義援金
 $1,500,000 + 750,000 = 2,250,000$
- ② 特定公益増進法人等に対する寄附金
日本赤十字社
 $1,300,000$
- ③ その他の寄附金
日本商工会議所 祭費用 政治団体 当期仮払宗教法人 土地時価 土地対価
 $1,000,000 + 300,000 + 2,500,000 + 900,000 + (20,000,000 - 15,000,000) = 9,700,000$
- ④ ① + ② + ③ = 13,250,000

①

(2) 損金算入限度額

- ① 特別損金算入限度額
期末資本金の額 期末資本準備金の額
 $\{(100,000,000 + 10,000,000) \times \frac{12}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + (80,290,877 + 13,250,000) \times \frac{6.25}{100} \times \frac{1}{2} = 3,129,402$
- ② 一般寄附金の損金算入限度額
期末資本金の額 期末資本準備金の額
 $\{(100,000,000 + 10,000,000) \times \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + (80,290,877 + 13,250,000) \times \frac{2.5}{100} \times \frac{1}{4} = 653,380$

算式で①

(3) 損金不算入額

- ① $13,250,000 - 2,250,000 - 1,300,000 = 9,700,000$
(注)
(注) 1,300,000 < 3,129,402 ∴ 1,300,000 算式で①
- ② $9,700,000 - 653,380 = 9,046,620$

(交際費等の損金不算入額)

(1) 支出交際費額

交際費勘定 カレンダー 慰安旅行 懇談会(注2) ゴルフプレー代
 $(13,094,000 - 320,000 - 800,000 - 32,000) + 180,000 = 12,122,000$ ①

(注1) $\frac{70,000}{5人} = 14,000 > 10,000$ ∴ 交際費①

(注2) $\frac{32,000}{8人} = 4,000 \leq 10,000$ ∴ 損金①

(2) 損金算入限度額

- ① 接待飲食費損金算入基準額
 $70,000 \times 50\% = 35,000$ ①
- ② 定額控除限度額
 $8,000,000 \times \frac{12}{12} = 8,000,000$
- ③ ① < ② ∴ 8,000,000

(3) 損金不算入額

(1) - (2) = 4,122,000

(仮払費用振替額)

旅費 当期仮払宗教法人
 $170,000 + 900,000 = 1,070,000$

所得金額の計算

(単位：円)

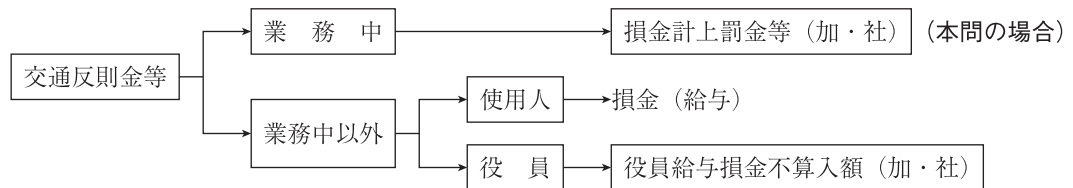
内 容		金 額	所得金額に関する計算又は検討過程
当 期 純 利 益		33,528,670	※ 前項までに指定された事項以外の事項に限る。
加 算	役 員 給 与 損 金 不 算 入 額 ②	1,000,000	
	損 金 計 上 納 税 充 当 金 ①	20,870,000	
	損 金 計 上 法 人 税 等 ①	19,000,000	
	損 金 計 上 住 民 税 ①	4,200,000	
	損 金 計 上 罰 金 等 ①	40,000	
	事 務 所 用 建 物 減 価 償 却 超 過 額		
	(従 前 部 分) ①	240,000	
	(資 本 的 支 出 部 分) ①	715,200	
	機 械 装 置 減 価 償 却 超 過 額 ②	67,250	
	賞 与 引 当 金 繰 入 超 過 額 ②	6,000,000	
	前 期 仮 払 寄 附 金 否 認 ①	800,000	
	交 際 費 等 の 損 金 不 算 入 額 ①	4,122,000	
	小 計	57,054,450	
減 算	納 税 充 当 金 から 支 出 し た 事 業 税 等 の 額 ②	3,850,000	
	器 具 備 品 減 価 償 却 超 過 額 認 容 ②	27,853	
	受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 ②	1,416,000	
	賞 与 引 当 金 繰 入 超 過 額 認 容 ①	4,998,390	
	小 計	10,292,243	
仮 計		80,290,877	
寄 附 金 の 損 金 不 算 入 額 ①		9,046,620	
法 人 税 額 から 控 除 さ れ る 所 得 税 額 ②		558,997	
合 計		89,896,494	
差 引 計		89,896,494	
総 計		89,896,494	
所 得 金 額		89,896,494	

解 説

〔１〕業 種 等

- (1) 業 種 → 製造業
 (2) 資 本 金 → 期末資本金 1 億円（中小企業者）

〔２〕租 税 公 課



利子税	損金の額に算入される
納期限延長に係る延滞金	損金の額に算入される
国税の延滞税	損金計上附帯税等（加・社）
納付遅延による延滞金	損金計上附帯税等（加・社）
労働保険料 社会保険料 } の延滞金	損金の額に算入される

〔３〕減 価 償 却

倉庫用建物

事業の用に供するにあたり窓ガラスを修理した費用は事業供用に係る付随費用となるため、取得価額に算入しなければならない。

なお、減価償却は会計上の処理方法と税務上の処理方法に相違がないため損益計算書（原案）で修正が可能であるが、問題に「（注５）上記の減価償却に関する事項については計算書類の原案を修正する必要はない。」とあるため別表四での申告調整が必要であった。

〔4〕 賞与引当金

法人税法では債務確定主義により、原則として引当金の計上は認められない。

従って、賞与引当金の計上は法人税法では認められていないため、全額が否認される。なお、翌期に取り崩された場合は、二重課税を排除するため認容の調整を行う。

前 期		当 期	
会社仕訳	(賞与引当金繰入) 4,998,390	(賞 与 引 当 金) 4,998,390	
	(賞 与 引 当 金) 4,998,390	(賞与引当金戻入) 4,998,390	
税務仕訳			
調整仕訳	(賞 与 引 当 金) 4,998,390	(賞与引当金戻入) 4,998,390	
	(賞与引当金繰入) 4,998,390	(賞 与 引 当 金) 4,998,390	
	賞与引当金繰入超過額 4,998,390(加・留)	賞与引当金繰入超過額認容 4,998,390(減・留)	
会社仕訳		(賞与引当金繰入) 6,000,000	
		(賞 与 引 当 金) 6,000,000	
税務仕訳			
調整仕訳		(賞 与 引 当 金) 6,000,000	
		(賞与引当金繰入) 6,000,000	
		賞与引当金繰入超過額 6,000,000(加・留)	

解 答 用 紙

※A 4 サイズにコピーしてお使いください

「解答用紙（A 4 サイズ）」は、資格の大原書籍販売サイト
大原ブックストア内の「解答用紙DLサービス」よりダウン
ロードすることも可能です。

<https://www.o-harabook.jp/>
資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストア

損益計算書（原案）に対する当期純利益の額の修正

(単位：円)

内 容	加 減	調 整 額
損益計算書（原案）の「当期純利益」	+	51,698,670
修正後の「当期純利益」		

計算過程(1)

(単位：円)

同族会社及び使用人兼務役員の判定に関する事項
役員給与に関する事項
(次ページへ)

計算過程(3)

(単位：円)

減価償却に関する事項

計算過程(5)

(単位：円)

その他経費に関する事項

所得金額の計算

(単位：円)

内 容		金 額	所得金額に関する計算又は検討過程
当 期 純 利 益			※ 前項までに指定された事項以外の事項に限る。
加			
算			
小 計			
減			
算			
小 計			
仮 計			
合 差 引 計 計 計			
所 得 金 額			